

地方整備局の事務・権限

建設業の
許可など

国 の 出 先 機 関 で 管 理

地方分権改革推進委員会

16日に開かれた政府の地方分権改革推進委員会で、国の出先機関の事務・権限の仕分けに関する国土交通省などの関係府省が見解を示した。地方整備局をめぐっては、「46項目の事務・権限のうち、建設業の許可や宅地建物取引業の免許など26項目を「引き続き國の出先機関で処理せざるを得ないと判断するもの」と位置付けた。残る項目の大半についても何らかの形で國の関与が必要だとした。分権委では今後各府省からのヒアリングを行い、12月までに出先機関の改革案を盛り込んだ第2次勧告をまとめる。

国道や河川の整備・管理などの事務・権限については、今年5月に分権が示した第1次勧告に沿った形で地方公共団体に移管する。ただし、「引き続き國が管理する必要がある場合を除くこと」としており、移管対象とする個別の道路・河川など具体案は第2次勧告までに固める方針だ。また入札契約制度の技術的項目や積算基準などを

自治体の官民協働状況調査

PPPの目標設定 わずか5%

三菱総研

(PPP)に対する自治体の取り組み状況をまとめた。指定管理者制度は8割以上で全行的な方針を策定済みだが、市場化テストやPFI関連などの指針を策定している自治体はわずかだった。

PPP実施の数値目標を設定しているのはわずか5%程度だった。具体的には「22年までに6割の事業を協働・民営化・民間委託で実施」する東京都杉並区や、「22年度までに10事業以上を委託・民営化」する神奈川県三浦市など。

民間委託が多い事業は、情報システム管理や窓口

指定管理者制度や市場化

テストなどの官民連携

三井総合研究所のP

リックビジネス研究会は、

情報システム管理や窓口

指定管理者制度や市場化

テストなどの官民連携

三井総合研究所のP

リックビジネス研究会は、